農林水産省所管国有財産除草業務仕様書

第1条 総則

本仕様書は三重県津農林水産事務所農政室(以下「甲」という。)が実施する「農林水 産省所管国有財産除草業務」に適用する。

第2条 業務期間

契約締結日から令和4年11月30日(水)

第3条 業務の場所

- 1. 津市海岸町1039-1番地 地目:畑 面積:255㎡
- 2. 津市雲出伊倉津町字高峯新田1820-1番地 地目:田 面積:3,120㎡

第4条 業務の内容

- 1. 上記1の畑、2の田の土地の除草作業業務を年2回(7月、10月)行うものとする。ただし、日程はその都度協議により変更できるものとする。
- 2. 除草は、刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草等については周 辺農地等に影響が及ばないよう、現地にて適切な処置をするものとする。
- 3. 津市海岸町1039-1番地の刈り取った草は、現地処分ではなく運搬搬送し、 処分するものとする。
- 4. 作業にあたって、第三者への損害等を与えた場合は速やかに甲に報告するとともに、受託者の責任において解決するものとする。

第5条 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による 不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 契約事務担当所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介 入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがあ る場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 2 発注者は、受注者が前項イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係 契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資 格停止等の措置を講じます。

第6条 その他

特に定めのない事項については、その都度、甲及び津市農業委員会と連絡を密にし、 手戻りがないように作業を行わなければならない。